

水産加工業施設改良資金融通臨時措置法の一部を改正する法律案要綱

第一 法律の有効期限を五年間延長し、平成二十五年三月三十一日までとすること。 （附則第二項関係）

第二 法律の背景事情に世界における水産物の需要の増大を加えること。 （第一項関係）

第三 政令で資金の要件を定めるに際し考慮する事項に、未利用又は利用の程度が低い水産資源の有効な利用の促進を追加すること。 （第一項関係）

第四 株式会社日本政策金融公庫法の施行に伴う所要の規定を整備すること。

（第一項から第三項まで関係）

第五 この法律は、公布の日から施行すること。ただし、第四の関係規定については、平成二十年十月一日から施行すること。